二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ　次条第一項各号に掲げる業務であって、当該農業協同組合連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

ロ　次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあっては同項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合（当該農業協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあっては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

17　法第十一条の六十六第四項の主務省令で定める会社は、第十五項に規定する会社とする。

18　法第十一条の二第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ　証券専門会社（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。）又は証券仲介専門会社（法第十一条の六十六第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。）

ロ　信託専門会社（法第十一条の六十六第一項第四号に規定する信託専門会社をいう。第六号及び次条第六項において同じ。）

二　前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

三　第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号から第三号までに掲げる会社を有しない場合に限る。）

四　法第十一条の六十六第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五　法第十一条の六十六第二項第五号ハに規定する当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六　法第十一条の六十六第二項第六号ニに規定する当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［項を加える。］

15　法第十一条の二第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。